

日薬連発第260号  
平成31年4月1日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

第十七改正日本薬局方（英文版）正誤表の送付について（その3）  
第十七改正日本薬局方正誤表の送付について（その4）

標記につき、平成31年3月29日付けにて厚生労働省医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課より事務連絡が発出されました。（日薬連宛：事務連絡 平成31年3月29日）

つきましては、本件につき貴会会員に周知頂きたく御連絡申し上げます。

事務連絡  
平成31年3月29日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方（英文版）正誤表の送付について（その3）

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課宛に連絡しましたので、お知らせいたします。





事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方（英文版）正誤表の送付について（その3）

第十七改正日本薬局方（平成 28 年厚生労働省告示第 64 号）の英文版につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

# JP17 table of errata

March 29, 2019

## General Notices / 8

Page	Line	Correction	Error
1	left ↑ 8	the table of "Standard Atomic Weights 2010" (the Chemical Society of Japan) – "Atomic Weights of the Elements 2007"(IUPAC)	the table of "Standard Atomic Weights 2010"

## General Tests / 2.54 pH Determination

Page	Line	Correction	Error
75	left ↑ 22	0.0 <u>5</u> pH	0.0 <u>2</u> pH

## General Test / 7.03 Test for Rubber Closure for Aqueous Infusions

Page	Line	Correction	Error
172	right ↓ 6	ammonia TS	ammonium TS

## Official Monographs

### Ecabet Sodium Hydrate エカベトナトリウム水和物

Page	Line	Correction	Error
849	left ↓ 22	(1R,4aS,10aR)-1,4a-Dimethyl-7-(1-methylethyl)	(1R,4aS,10aS)-1,4a-Dimethyl-7-(1-methylethyl)

### Povidone ポビドン

Page	Line	Correction	Error
1440	left ↓ 16	<u>diluted</u> sulfuric acid (13 in 100)	13% sulfuric acid

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 29 日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方正誤表の送付について（その4）

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課宛に連絡しましたので、お知らせいたします。





事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方正誤表の送付について（その4）

第十七改正日本薬局方（平成 28 年厚生労働省告示第 64 号）につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

第十七改正日本薬局方告示版に対する正誤表（その4）

1. 通則

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
8	3、左	↑ 20	日本薬局方において用いる原子量は、 <u>原子量表(2010)</u> (日本化学会原子量表専門委員会)－2007年国際原子量表による。	日本薬局方において用いる原子量は、 <u>2010年</u> 国際原子量表による。

2. 一般試験法

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
6.02 製剤均一性試験法	134	表 6.02-2	<u>T</u> 表示量に対する%で表した製造時における個々の製剤中の目標含量。各条で別に規定する場合を除き、 <u>T</u> は100.0%とする。ただし、 <u>医薬品</u> 、 <u>医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> に基づく承認の際に規定した場合はこの限りではない。	<u>T</u> 表示量に対する%で表した製造時における個々の製剤中の目標含量。各条で別に規定する場合を除き、 <u>T</u> は100.0%とする。

3. 医薬品各条（化学薬品等）

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
エカバトナトリウム水和物	534、左	↓ 6	(1 <i>R</i> ,4 <i>aS</i> ,10 <i>aR</i> )-1,4 <i>a</i> -Dimethyl-7-(1-methylethyl)-	(1 <i>R</i> ,4 <i>aS</i> ,10 <i>aS</i> )-1,4 <i>a</i> -Dimethyl-7-(1-methylethyl)-
ボビドン	1529、右	↓ 17	薄めた硫酸(13→100)	13%硫酸
マクログール 400	1546、左	↓ 10	エチレングリコール及びジエチレングリコール	エチレングリコール及びジエチレングリコール
リバビリン	1671、左	↑ 14	1-β-D-Ribofuranosyl-1 <i>H</i> -1,2,4-triazole-	1-β-D-Ribofuranosyl-1 <i>H</i> -1,2,4-triazole-

				3-carboxamide	3-carboxamide
ロキシスロマイシン	1716、左	↓ 7	hexopyranosyloxy)-3-(2,6-dideoxy-3-C-methyl-3-O-methyl-	hexopyranosyloxy)-3-(2,6-dideoxy-C-methyl-3-O-methyl-	